

## 民間施設を地域福祉センターとして活用する場合における補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月31日条例第40号、以下「条例」という）の理念に基づき、ふれあいのまちづくり事業を実施している地域または実施しようとする地域で、民間施設を活用して、地域福祉センター類似の機能として管理運営する場合（以下「民間地域福祉センター」という。）にかかる経費の補助に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要綱において民間地域福祉センターとは、次の各号に掲げる要件を備える施設をいう。

- (1) 地域の自主的な福祉活動が効果的に進められ活性化されるような活動拠点となるものであること。
- (2) 条例第1条から条例第3条までに定めるふれあいのまちづくり協議会が前号で定める活動の主体及び施設の管理運営主体となるものであること。
- (3) 専用面積が70平方メートル以上であること。

### (補助金の種類)

第3条 この要綱で補助金とは次の各号に掲げるものをいい、それぞれ当該各号に掲げる経費に充てるものとする。

#### (1) 備品費補助金

什器・備品・消耗品など備品に要する経費。ただし、民間地域福祉センターを新設する場合に限る。

#### (2) 運営費補助金

民間地域福祉センターの維持管理及び運営にかかる光熱水費、活動費等に要する経費。

### (補助対象)

第4条 前条に定める補助金は、次の各号に掲げる基準に適合するものを対象とする。ただし、財産区が所有する集会施設は対象外とする。

(1) 備品費補助金

第2条(1)に掲げる施設として適当かつ必要な備品を対象とする。

(2) 運営費補助金

第2条(1)に掲げる施設の維持管理及び運営として適当かつ必要な経費を対象とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度として交付するものとする。

(1) 備品費補助金の額は、1件につき50万円とする。ただし、支出額が50万円に満たないときは、当該支出額とする。

(2) 運営費補助金の額は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付の申請及び申請時期)

第6条 民間地域福祉センターを新設もしくは管理運営し、当該民間地域福祉センターに係る第3条に定める補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の種類に応じて次の各号に定める補助金交付申請手続をとらなければならない。

(1) 備品費補助金の交付を受けようとする者は、備品費補助金交付申請書に次に定める書類を添えて、民間地域福祉センターの開設前に区長に提出しなければならない。

ア 備品類購入計画書

イ 見積書又は購入契約書

ウ 民間地域福祉センターを新築もしくは買収したことを証する書類

(2) 運営費補助金の交付を受けようとする者は、運営費補助金交付申請書に次に定める書類を添えて、原則として毎年度4月15日までに区長に提出しなければならない。ただし、区長が正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

ア 民間地域福祉センター事業計画書

イ 予算書

ウ 申請団体の結成届（以下「結成届」という。）又は申請団体の委員名簿及び規約

エ 各室ごと室名および面積を表示した平面図

オ その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書を交付する。

2 区長は、前項の規定による補助金交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付については、当該交付決定後、補助金交付決定通知書を交付された者（以下「補助事業者」という。）からの請求書の提出により交付する。ただし、備品費補助金については備品類購入後事業完了報告書を請求書に添付して請求するものとする。

2 補助金の交付は、原則として次の各号に掲げる時期に交付するものとする。

(1) 備品費補助金については、備品類購入後

(2) 運営費補助金については、会計年度当初に年額を交付する。ただし、新たに対象となった民間地域福祉センターについては、対象となった日の属する月から年度末までの期間にかかる補助金を交付する。

3 補助事業者は、補助金の交付に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請の内容を著しく変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(2) 補助金の対象となった施設及び備品類については、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。

(3) 補助金の交付の対象となった施設及び備品類を、区長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

4 前項に掲げる事項のほか、区長は、補助金の交付について必要な条件を付することができる。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 民間地域福祉センターが廃止、休止、又は停止により補助金の交付対象外となったとき。
- (2) 補助金の交付の対象となった施設を民間地域福祉センター以外の目的に供するものとしたとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金交付の決定の条件その他この要綱の規定に反したとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、民間地域福祉センター実績報告書に事業報告書、決算書、その他区長が必要と認める資料を添えて、当該補助事業終了後1か月以内に区長に提出しなければならない。ただし、備品費補助金については、省略する。

(精算)

第11条 第5条に定める経費は、前条の報告後、その内容を審査し、あらかじめ区長が指示する方法で精算を行うものとする。

(活動状況の報告)

第12条 補助事業者は、民間地域福祉センターにおける活動状況を各年度末に区長に報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、交付を受けた補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しなければならない。

(報告又は調査)

第14条 区長は、補助事業者に対して補助金の執行状況について報告を求め、又は帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(様式)

第15条 申請書その他の書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- |                             |           |       |
|-----------------------------|-----------|-------|
| (1) 備品費補助金交付申請書             | 第6条(1)号関係 | 様式第1号 |
| (2) 運営費補助金交付申請書             | 第6条(2)号関係 | 様式第2号 |
| (3) 補助金交付決定通知書              | 第7条関係     | 様式第3号 |
| (4) 事業完了報告書(備品費補助金)         | 第8条関係     | 様式第4号 |
| (5) 請求書                     | 第8条関係     | 様式第5号 |
| (6) 民間地域福祉センター実績報告書(運営費補助金) | 第10条関係    | 様式第6号 |
| (7) 運営費補助金返還額通知書            | 第11条関係    | 様式第7号 |

(準用)

第16条 区長は条例第2条に定めるふれあいのまちづくり事業を継続的に実施していると特に認める団体に対し、この要綱の運営費補助金に係る規定を準用できるものとする。なお、運営費補助金の額は、別表2に定めるものとする。

(施行細目の委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

補助金区分	補助金
運営費 (当該年度の開館日数に応じて支払う。)	当該年度の開館日数 120日以上 180日未満 月額 15,000円以内 180日以上 240日未満 月額 20,000円以内 240日以上 月額 25,000円以内
その他管理費 (管理運営物件の面積に応じて支払う。)	管理運営物件の面積 補助金月額 ①100㎡未満 77,700円以内 (うち活動費 21,000円) ②100㎡以上 150㎡未満 92,000円以内 ( “ ) ③150㎡以上 200㎡未満 99,500円以内 ( “ ) ④200㎡以上 250㎡未満 105,000円以内 ( “ ) ⑤250㎡以上 118,200円以内 ( “ )
電話料	(一般加入電話) 月額 3,200円

別 表 2

補助金区分	補助金
運営費 (当該年度の開館日数に応じて支払う。)	当該年度の開館日数 120日以上 180日未満 月額 15,000円以内 180日以上 240日未満 月額 20,000円以内 240日以上 月額 25,000円以内
その他管理費	月額 77,700円以内 (うち活動費 21,000円)
電話料	(一般加入電話) 月額 3,200円

(1)別表1について、冷暖房費用の負担を要しない場合は、その他管理費を上記基準

①～⑤の面積に応じて月額①31,000円、②31,600円、③31,800円、④32,000円、⑤32,600円減額する。

(2)民間地域福祉センター新設や改修工事等に伴い、長期間閉館する場合の補助金については、工事完了後、下記①②の金額を乗じた額を減額するものとする。(ただし、活動費及び電話料はこの限りではない。)

①運営費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴う民間地域福祉センター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、民間地域福祉センターの開館日までの日数を乗じて得た額

②管理費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴う民間地域福祉センター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、民間地域福祉センターの開館日までの日数を乗じて得た額

(3)特別の事情のある民間地域福祉センターについては、地域協働局長が別に定める。

様式第1号（第6条（1）号関係）【備品費補助金】

年 月 日

神戸市 区長 宛

申請者

〒 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--

(住所) 神戸市 区

(団体名)

(代表者名) 委員長

TEL (            )            -

備品費補助金交付申請書

民間施設を地域福祉センターとして活用する場合における補助要綱に基づき備品費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 関係書類

(1) 備品類購入計画書

(2) 見積書又は購入契約書

様式第2号（第6条（2）号関係）【運営費補助金】

年 月 日

神戸市 区長 宛

申請者

〒 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--

(住所) 神戸市 区

(団体名)

(代表者名) 委員長

TEL ( ) -

### 運営費補助金交付申請書

民間施設を地域福祉センターとして活用する場合における補助要綱に基づき運営費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

1 申請金額 円  
ただし、

#### 2 関係書類

- (1) 民間地域福祉センター事業計画書（別紙1）
- (2) 予算書（別紙2）
- (3) 申請団体の結成届（別紙3）又は  
申請団体の委員名簿（別紙4）及び規約
- (4) 各室ごとの室名及び面積を表示した平面図
- (5) その他区長が必要と認める書類

様式第2号（第6条（2）号関係）【運営費補助金】別紙1

民間地域福祉センター事業計画書

1 名称及び所在地

2 目的及び効果

3 運営主体

4 建物の所有等

(1) 建物の所有者

(2) 地域福祉センターとしての専用面積

(3) 建物の構造

5 事業開始予定年月日（新規の場合のみ）

年 月 日

6 年間事業計画書（別添のとおり）

年度 \_\_\_\_\_

事業計画書

	開館 日数	地域福祉 センター 利用者数	主な福祉・交流活動			その他の活動 (防災・環境・広報・会合等)
定例 活動	X	X				
4月	日	人				
5月	日	人				
6月	日	人				
7月	日	人				
8月	日	人				
9月	日	人				
10月	日	人				
11月	日	人				
12月	日	人				
1月	日	人				
2月	日	人				
3月	日	人				
年間 合計	日	人				

年度 予算書

1. 収入の部

科		目	収入額	説明
① ふれあいまちづくり補助金・助成金	運営費補助金	管理運営費		
		地域福祉活動費		定額252,000円
		ふれあいのまちづくり助成金		地域福祉活動メニュー以外の助成メニューも含め、ふれあいのまちづくり助成金の総額を記載
①小計				
②その他公的補助金・助成金				ふれまち助成金以外の公的補助金・助成金を記入（別会計で処理している事業を除く）
③ 自主財源	前年度繰越金			
	運営協力金			
	参加費収入			
	積立金繰り入れ			
	預金利息			
	その他収入			
③小計				
④収入額合計（①+②+③）				

2. 支出の部

科		目	支出額	説明
⑤ 施設の管理運営費	光熱水費	電気代		
		水道代		
		ガス代		
		その他		
	通信・事務費			
	修繕費			
	備品購入費			
	消耗品費			
その他管理費				
運営費補助金前年度返還金			前年度の運営交付金返還金を記入	
⑤小計				
⑥ 事業費	ふれあいのまちづくり助成金	対象事業費		
		前年度返還金		
	地域福祉活動費（その他事業費）			協議会で実施しているその他の事業費・活動費等を記入（⑨の助成金額は差し引くこと、別会計で処理している事業は不足分補填額のみ加算してください）
⑥小計				
⑦予備費				
⑧施設の管理運営費・事業費計（⑤+⑥+⑦）				
⑨その他公的補助金・助成金	当年度補助金・助成金			収入②に対する補助金・助成金予定額を記入
	前年度返還金			前年度の公的補助金・助成金の返還金を記入
⑩公金支出対象外経費				公金支出の対象外となる経費を記入
⑪支出額合計（⑧+⑨+⑩）				

団体結成届

神戸市 区長

宛

年 月 日

( )

代表者

代表者 (委員長)	住所	(TEL)		
	氏名			
委員	副委員長			
	書記		会計	
	委員			
責任者	戸締管理 責任者		利用事務責任者	
	火元管理 責任者		備品管理責任者	
その他特に 定めた委員 等				
予定してい る地域福祉 活動	当面取り 組むもの			
	将来取り 組むもの			



様式第3号（第7条関係）【備品費補助金・運営費補助金】

神 第 号  
年 月 日

様

神戸市 区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することになりましたので通知します。

1 補 助 金 円  
( 内 訳 )

( ) 補助金 円  
( ) 補助金 円

2 この補助金は、年 月から 年 月分までの補助金として交付するものです。

3 運営費補助金の中には、開館経費も含まれます。開館経費は、当該年度の開館実績に応じて交付します。開館状況によって、補助金を減額することがあります。

4 運営費補助金は、請求書を提出してください。

5 補助金の目的に反するときは、補助を取り消すことがあります。





様式5号（第8条関係）【備品費補助金・運営費補助金】

請 求 書

神戸市 区長

宛

年 月 日

補助事業者

〒     -

(住所) 神戸市 区

(団体名)

(代表者名) 委員長

百 千 Tel ( ) -  
万

金額       円

ただし, 年度 備品費・運営費補助金  
上記請求金額を下記の銀行口座に振込してください。

(内訳)

備品費補助金 円

運営費補助金 円 ( 年 月分から 年 月分まで)

銀行名	銀行	支店名	支店
口座番号		預金種目	1. 普通 2. 当座
口座			
名義			
(カナ)	※30字を越える場合、31字以下は省略してください。		

(注1) 口座名義は、原則として委員長名義にしてください。会計担当者等の口座に振込む場合は、別途委任状（受領委任状）が必要です。

(注2) 受領委任される場合には、上の太枠内を斜線で消し、受領委任状に代表者印及び受領者印を押印してください。

様式第6号（第10条関係）【運営費補助金】

年度（ ）民間地域福祉センター実績報告書

神戸市 区長

宛

年 月 日

補助事業者

〒      -

(住所) 神戸市 区

(団体名)

(代表者名) 委員長

Tel ( ) -

年 月 日付け 第 号で運営費補助金の交付決定通知を受けた標記事業の実績について次のとおり報告します。

記

1 名称及び所在地

2 運営主体

3 施設の開放状況

(月間) 平均 日

4 事業報告書 (別紙1)

5 決算書 (別紙2)

年度 \_\_\_\_\_

事業報告書

	開館 日数	地域福祉 センター 利用者数	主な福祉・交流活動			その他の活動 (防災・環境・広報・会合等)
定例 活動						
4月	日	人				
5月	日	人				
6月	日	人				
7月	日	人				
8月	日	人				
9月	日	人				
10月	日	人				
11月	日	人				
12月	日	人				
1月	日	人				
2月	日	人				
3月	日	人				
年間 合計	日	人				

様式第6号（第10条関係）【運営費補助金】別紙2

年度

決算書

1. 収入の部

3月31日現在

科		目	収入額	説明
① ふれまち助成金・ 運営費補助金	運営費補助金	管理運営費(A)		
		地域福祉活動費		定額252,000円
	ふれあいのまちづくり助成金			地域福祉活動メニュー以外の助成メニューも含め、ふれあいのまちづくり助成金の総額を記載
①小計				
②その他公的補助金・助成金				ふれまち助成金以外の公的補助金・助成金を記入（別会計で処理している事業を除く）
③ 自主財源	前年度繰越金(B)			
	運営協力金			
	参加費収入			
	積立金繰り入れ			
	預金利息			
	その他収入			
③小計				
④収入額合計(①+②+③)				

2. 支出の部

科		目	支出額	説明
⑤ 施設の 管理 運営費	光熱水費	電気代		
		水道代		
		ガス代		
		その他		
	通信・事務費			
	※修繕費			決算明細書(1)のとおり
	※備品購入費			決算明細書(2)のとおり
	※消耗品費			
※その他管理費			決算明細書(3)のとおり	
⑤小計				
⑥ 事業費	ふれあいのまちづくり助成金 対象事業費			
	※地域福祉活動費(その他事業費)			決算明細書(4)のとおり
⑥小計				
⑦施設の管理運営費・事業費計(⑤+⑥)				
⑧その他公的補助金・助成金				収入②に対する補助金・助成金額を記入
⑨公金支出対象外経費				公金支出の対象外となる経費を記入
⑩支出額合計(⑦+⑧+⑨)				

※については、決算明細書を添付

3. 翌年度繰越金等

科	目	金額	説明
⑪ 前年度返還金	運営費補助金		
	ふれまち助成金		
	その他公的補助金・助成金		
⑫積立金への繰り入れ			
⑬翌年度繰越金(④-⑩-⑪-⑫)			

会計監査の結果、上記のとおりであることを認めます。

年 月 日

監事  
監事

印  
印

【区役所記入欄】

精算・返還金関係		使途別収支状況	
運営費補助金返還額(開略日数不足分)(C)		管理運営費収支 (A-B)	
ふれまち助成返還金(D)		事業費収支 ((1)-A-(E))	
精算額((1)-(C)-(D)-(7))		当年度収支額 (3)-(B)-(10))	

様式第6号（第10条関係）【運営費補助金】別紙2（別添）

年度

決算明細書

2. 支出の部（決算書⑤施設の管理運営費、⑥事業費の内訳）

科 目	項 目	支 出 額
(1) 修繕費		円
		円
		円
		円
	小 計	円
(2) 備品購入費		円
		円
		円
		円
	小 計	円
(3) その他管理費	管理当番手当	円 円× 月・日
	清掃当番手当	円 円× 月・回
	ボランティア保険	円
		円
		円
		円
		円
	小 計	円
(4) 地域福祉活動費 ※1 (その他事業費)	総会等会議費	円
	協議会研修費	円
	広報紙印刷・配付費（※2）	円
	その他地域福祉活動事業費（※3） (別会計で処理している事業は除く)	円 主な事業名 [ ]
	別会計事業補填費（※4）	円 別会計事業名 [ ]
	小 計	円

- ※1 地域福祉活動費には、慶弔費や交際費、また懇親会や研修の際の飲食費などで会費として個人負担している費用は含めないでください。
- ※2 ふれまち助成金や他の助成金を受けている場合は、この欄には記入せず、該当する助成金欄に記入してください。
- ※3 協議会が実施しているその他の事業費を記入してください。  
ただし、その事業についてふれまち助成以外の公的補助金・助成金を受けている場合は、その助成金額を差し引いた額を記入してください。差し引いた助成金額の合計額は決算書⑧「その他公的補助金・助成金」の欄に記入してください。
- ※4 別会計で処理している事業について、不足分を補填した場合にその補填額を記入してください。

決算書の各会計科目の金額と明細書の各科目の小計が一致するようにしてください。

様式第7号（第11条関係）【運営費補助金】

神 第 号  
年 月 日

様

神戸市 区長

運営費補助金返還額通知書

年度運営費補助金は、実績報告をもって下記のとおり確定しましたので通知します。補助金の返還金については、 年 月 日までに納めてください。

記

1. 運営費補助金確定額

¥								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2. 内訳

年度 民間地域福祉センターの維持管理及び運営にかかる光熱水費、活動費等に要する経費。

3. 返還額

¥								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---